

# 料金の一部について 消費税の課税関係が変わります

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料(会員の報酬)」及び「センター業務委託料(事務費)」といった内訳となります。このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは「センター業務委託料」分についてはインボイスを交付しますが、「会員業務委託料」分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるため、インボイスを発行することができません。

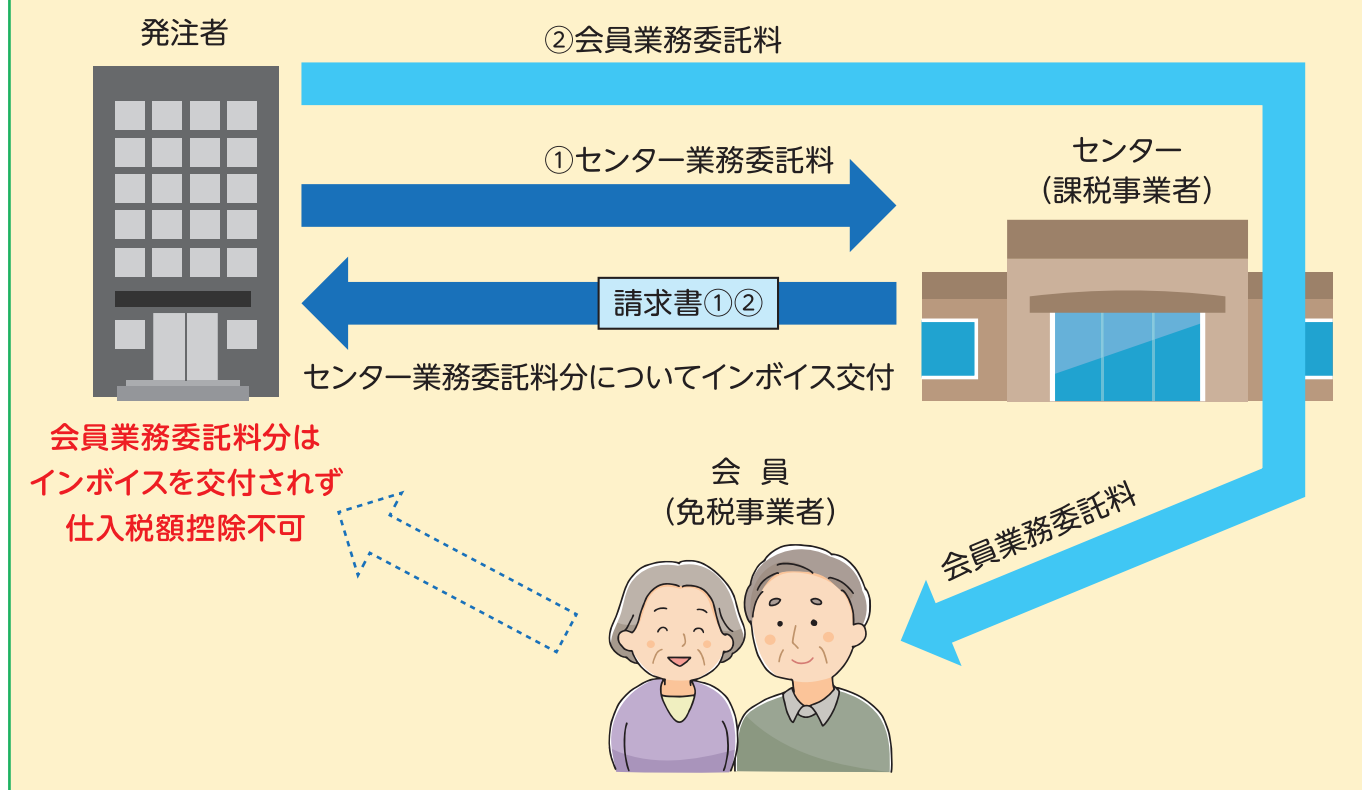
センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご注意ください。



① 適格請求書分……………センター業務委託料

② 非適格請求書分……………会員業務委託料

## 料金に係る消費税の課税関係



※発注者が次のいずれかに該当する場合は、これまでの消費税納税の取扱いと変更はありません。

- ① **個人や家庭など事業者ではない者:** 消費税申告納税対象外(納税義務対象外)
- ② **簡易課税制度を選択している事業者:** 消費納税額計算に際してインボイスを必要としないため、これまでと同じ取扱い
- ③ **官公庁などの一般会計による事業:** みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取扱い